

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. IT 実装支援 (AI を活用した業務自動化ツールの開発知見や、Google Workspace を中心とした情報共有基盤の構築ノウハウを共有し、サプライチェーン全体の事務工数削減と生産性向上を支援します。)
- b. グリーン化の取組 (150kW の太陽光発電設備の導入による年間 CO<sub>2</sub> の排出削減実績や及び金属スクラップの 100%リサイクル化といった循環型経済のノウハウを提供し、サプライチェーンの脱炭素化を推進します。)
- c. 健康経営に関する取組 (心理的安全性の確保や、カフェースペース整備等の職場環境改善施策を共有し、従業員が心身ともに健康で創造性を發揮できる組織づくりに共同で取り組みます。)

### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のはばかに積極的に取り組みます。

### 3. その他（任意記載）

2026年1月4日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

笠間発條株式会社  
企 業 名

代表取締役 笠間遼太  
役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。